

令和5年度 公益財団法人 全国高等学校体育連盟 なぎなた専門部規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本専門部は、公益財団法人全国高等学校体育連盟なぎなた専門部[略称：(公財)全国高体連なぎなた専門部]と称する。

第2条 本専門部の主たる事務局は、部長または副部長、委員長の在任校におく。

第2章 目的

第3条 本専門部は、公益財団法人全国高等学校体育連盟[略称：(公財)全国高等学校体育連盟]の定款に基づき、関係団体と提携し、高等学校における、なぎなたの健全な普及、発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は、本規約第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 高等学校におけるなぎなたに関する調査研究。
2. 高等学校なぎなた大会の開催ならびに指導。
3. 関係団体との連絡。
4. その他、本部会の目的達成に必要な事項。

第4章 組織

第5条 本専門部は、(公財)全国高等学校体育連盟定款第3章第6条によって組織する。

第6条 本専門部は、各都道府県高等学校体育連盟なぎなた専門部をもって組織する。

第7条 本専門部には、各種専門委員会をおくことができる。これらの専門委員会は、常任委員会の諮問に応じる。

第5章 役員

第8条 本専門部に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 部長 | 1名 |
| 2. 副部長 | 若干名 |
| 3. 委員長 | 1名 |
| 4. 副委員長 | 若干名 |
| 5. 常任委員 | 若干名 |
| 6. 委員 | 各都道府県各1名 |
| 7. 監事 | 2名 |

第9条 部長及び副部長は、委員の推薦により、(公財)全国高等学校体育連盟理事会の承認を得て、会長が、これを委嘱する。
部長は、本専門部を代表し会務を統括する。副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その会務を代行する。

第10条 委員長、副委員長は、委員の互選とし、部長が、これを委嘱する。委員長は、部長を補佐し、委員会ならびに常任委員会を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、会務を代行する。

- 第 11 条 常任委員は、委員の互選した者、ならびに委員長の推薦した者とし、部長が、これを委嘱する。常任委員は、本専門部の会務を処理する。
- 第 12 条 委員は、各都道府県高等学校体育連盟なごなた専門部の代表者、またはこれに準ずる者とする。
- 第 13 条 監事は、常任委員会で推薦し、部長が、これを委嘱する。監事は、会計を監査する。
- 第 14 条 役員の任務は、2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 15 条 本専門部には、顧問をおくことができる。顧問は、委員会において推薦し、部長が、これを委嘱する。顧問は、重要事項に関し部長の諮問に応じる。

第 6 章 会 議

- 第 16 条 本専門部の会議は、委員会、常任委員会ならびに各種専門委員会とする。
- 第 17 条 委員会は、部長が、召集し、会務の執行に必要な事項を審議する。
- 第 18 条 常任委員会は、部長が、召集し、緊急事項については、委員会の代行をし、つぎの委員会に報告する。なお、常任委員会は、部長、副部長、委員長、副委員長、常任委員をもって構成する。
- 第 19 条 会議は、会員の半数以上の出席により成立する。ただし、委任状を認める。議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第 7 章 会 計

- 第 20 条 本専門部の経費は、(公財)全国高等学校体育連盟からの活動補助金、加盟各都道府県高等学校体育連盟なごなた専門部分担金、および寄付金をもってこれにあてる。
- 第 21 条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。今年度の会計は、東海学園高等学校・増田桂子とする。
- 第 22 条 本専門部の予算は、委員会の承認を得ることとし、決算は、監事の監査を経て、委員会の承認を得る。

第 8 章 附 則

- 第 23 条 本規約は、委員会の決議により改正・変更することができる。

本規約は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
平成 25 年 4 月 19 日一部改訂。
平成 26 年 4 月 18 日一部改訂。
平成 28 年 4 月 15 日一部改訂。

細 則

令和 5 年度の加盟各都道府県高等学校体育連盟なごなた専門部分担金は、30,000円とする。